

広島県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十一年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道都志見千代田線	山県郡北広島町今田字三丁目三〇七九番地先から山県郡北広島町今田字本郷三八四四番三地先まで	平成三十二年三月一四日